



# 組合員活動保障

## 制度内容

事由	1 組合員活動を支えるためのケア	2 組合員活動のため車を乗り合わせてきたときのケア	3 エコぴよん託児 (集団託児)
			 <p>※エコぴよん託児の利用方法は 15 頁を参照</p>
事象	組合員活動時に、身近なエコロ共済加入者に託児等のケアをしてもらったとき	組合員活動に参加するため、車で一緒に乗り合わせてきたとき	組合員活動時にエコぴよん託児 (集団託児) を利用したとき
保障内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケア金 1 ケア 2 時間まで 600 円 2 時間超 800 円</li> </ul> <p>※委員会活動に限り、幼稚園・保育園の延長保育も対象です (委員本人が活動時間を調整できない会議、および委員会主催で一斉に行う企画等)。 延長保育は 600 円までの実費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケア金 1 ケア 片道 200 円</li> </ul> <p>※往復申請の場合、 行きで 1 ケア 200 円 帰りで 1 ケア 200 円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケア金 ケア者 1 人につき 2 時間まで 1200 円 3 時間まで 1800 円</li> </ul> <p>※ケア者が会場到着後に託児がキャンセルされた場合は 600 円をケア金として保障 及び交通費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネーター料…300 円/回</li> </ul> <p>※ケア者の決定後のキャンセル時も保障</p>
ケア内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・託児 (託児の場合は、小学 6 年生以下)</li> <li>・食事作りなど子ども・高齢者等の家族の世話、家事援助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員活動のために、自宅と会場間を車で乗り合わせてきたときの送迎 (申請用紙には、主催者の名前、会議・企画名、会場名を記入)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・託児グループに登録したケア者による託児</li> <li>・託児対象年齢は小学 2 年生以下</li> </ul>
限度	<p>・生活クラブ加入待機中で、エコロ共済加入の方は保障。</p>		
補足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兄弟の託児は 1 ケアと扱います。(依頼者が複数の場合、ケア者一人当たり 1 日 1,500 円が上限)</li> <li>・別居の家族間のケアは保障の対象とします。(同居の家族間のケアは対象外)</li> <li>・障がいを持っている人が活動 (委員会活動・学習会活動等) に参加するときの付き添いも含まれます。</li> <li>・消費材の荷受け、通常の班会は除きます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族間の乗り合わせは対象外です。</li> <li>・複数で一緒に車で乗り合わせた場合は、代表で 1 人が申請し、1 ケアと扱います。</li> <li>・単協及びエリア主催の会議・企画が対象です。</li> <li>・展示会、陽だまりカレッジ、エコロクラブ主催企画は対象外です (展示会お手伝いは対象)。</li> <li>・車両事故時の保障は車の保険を使用となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコロ共済未加入者が託児当日加入した場合も可です。ただし、事前の託児予約が必要。</li> <li>・ケアは、単協やエリアで事前に認められた組合員活動を対象とします。</li> <li>・主たる保護者である場合、孫は子どもに準じるものとします。</li> </ul>
提出書類	<p><b>申請書 A-1</b> (18 頁) ※延長保育時の申請の場合は、活動を証明できる委員長の証明と金額の証明書が必要</p>	<p><b>申請書 A-2</b> (19 頁)</p>	<p><b>★申請書 A-3</b> 託児会場代の領収書等、支払金額が明記された書類 (コピー可) ★託児ケア者が使用する申請書です</p>



## 組合員活動保障

事由	4活動中の事故で負傷したときの保障とケア	5-1, 5-2 活動中の自家用車・バイク・自転車の自損事故・盗難の保障
	 <p>ちらしまきの途中のケガ</p>	
事象	組合員活動中に負傷（同行の家族も対象）したとき ①入院もしくは、在宅療養にかかった治療費 ②身近なエコロ共済加入者にケアしてもらったとき	組合員活動中に自家用車、バイク、自転車が ①自損事故を起こしたとき ②盗難にあったとき
保障内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療費実費</li> <li>・ケア金 2時間まで 600円 2時間超 800円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修理費、買い換え費用にかかった実費</li> </ul>
ケア内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院時の準備・付き添い</li> <li>・通院時の付き添い</li> <li>・家族の世話等の家事援助</li> </ul>	
限度	ケア金と治療費実費あわせて、 1事由につき 50,000円限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車、バイクは 1事由につき 5,000円限度</li> <li>・自転車は 1事由につき 3,000円限度</li> </ul>
補足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費材の受取りの往き帰りの事故は含みません。</li> <li>・事故が発生した場合は、すみやかにセンターへ連絡します。</li> <li>・活動主催者の証明が必要です。（申請書証明欄）</li> <li>・保障対象は、事故発生より10日以内に医療機関に受診を開始したものとします。</li> <li>・組合員同士であっても家族間のケアは対象外です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動主催者の証明が必要です。</li> <li>・消費材の受取の往き帰りの事故は含みません。</li> <li>・保険使用の場合は対象外です。</li> </ul>
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>★申請書 A-4</li> <li>医療機関発行の治療費領収書（コピー可）</li> <li>★申請書 A-4 は取り寄せ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★申請書 A-5</li> <li>修理費明細書、または新規購入の領収書</li> <li>盗難の場合、警察署の盗難受理番号</li> <li>★申請書 A-5 は取り寄せ</li> </ul>

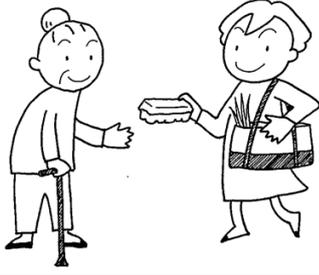


## 共同購入活動保障

事由	1 共同購入品の破損・盗難の保障	2 共同購入備品の破損・盗難の保障	3 荷受場所での共同購入品破損の後始末の保障
			
事象	<p>共同購入品が</p> <p>①破損したとき（家族受取時も含む）</p> <p>②盗難にあったとき（配達当日の午後9時までの発見）</p>	<p>生活クラブで購入した受取容器を、事故による破損や盗難により、再度購入したとき</p>	<p>荷受場所で共同購入品を破損（家族受取時も含む）させ、後始末を行ったとき</p>
保障内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害実額（100円以上、税込）</li> <li>・班値引きありの時は値引き後の金額</li> <li>・1人年3回まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再購入した同一の受取容器購入代金。</li> <li>・同一品がすでになくなっている場合や、価格改定している場合は、同一規格と同等レベルの購入代金を保障。同等よりもレベルアップ品を購入する場合は、元々の購入費用分のみを保障。</li> <li>・班の場合は、購入代金×班加入率分を保障額とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷受先組合員に対し1回300円を給付。</li> </ul>
限度	<p>1事由につき、50,000円限度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1事由につき、10,000円限度</li> <li>・同一品につき、年1回まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年3回まで</li> </ul>
補足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破損は自宅玄関の中に入れるまでの破損です（ただし個配で、玄関内で消費材を受け渡す場合は、受け渡し中のみ保障する）。盗難は荷受場所での盗難です（班の場合は他の組合員の取間違いの有無確認が必要）。</li> <li>・共同購入班は、配達翌日の荷受場所整理中の破損も含まれます。</li> <li>・特定できない人や動物による被害も含まれます。</li> <li>・破損とは、使用に耐えないものとします。</li> <li>・「盗難は3日以内」「破損は原則3日以内」にセンターへの連絡が必要です。（土日、休日をまたぐときは、その翌日まで）</li> <li>・ドライアイスの不備、取り忘れによる解凍事故は保障の対象外です。</li> <li>・再発防止のための対策を記入してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活クラブの斡旋した受取容器に限ります。（個配用シッパー、牛乳ストッカー、冷凍冷蔵用ストッカー、留守宅カバー等）</li> <li>・破損は事故破損の場合のみです。（老化による自然破損は対象外）</li> </ul> <p>※班加入率＝  <math display="block">\frac{\text{班のエッコロ共済加入者数}}{\text{班人数}}</math></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷受先組合員、および、破損させた組合員、どちらもエコロ共済加入者に限ります。</li> <li>・破損が発生し水道で掃除したときなど、荷受先組合員に対する保障です。</li> <li>・申請は、汚した人など荷受場所以外の組合員が行います。</li> <li>・破損は事故破損の場合のみです。動物の被害は対象外。（人為的被害のみ対象）</li> </ul>
提出書類	<p>申請書B-1（20頁）          配達伝票または集金明細表          （コピー可）</p>	<p>申請書B-1（20頁）          新しく購入した備品の集金明細          または集金照合表のコピー</p>	<p>申請書B-1（20頁）</p>



## 共同購入活動保障

事由	4-1 共同購入配達ケア	4-2 日常的に受取困難な人への共同購入配達ケア
		
事象	共同購入品を預かってもらったり、配達のカケアを受けたとき	日常的に受け取りが困難なために、ケアが必要な人が配達のカケアを受けたとき
保障内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケア金 1回400円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケア金 1回300円</li> </ul>
ケア内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の理由で受取困難な時の共同購入品の預り・配達</li> <li>1) 加入者本人の組合員活動中</li> <li>2) 加入者本人・家族の療養、本人の出産（妊娠から子ども1歳未満まで）</li> <li>3) 加入者の家族の葬儀・葬儀後（2週間）</li> <li>4) 加入者の住宅災害時（生活保障3で対象とする災害時）</li> <li>5) 消費材の受取り困難時（帰省や旅行・仕事など。班荷受での取り忘れ時）</li> <li>※ 5)は年3回までが限度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の理由で受取困難な時の共同購入品の預り・配達</li> <li>1) 加入者本人が家族の介護を行うとき</li> <li>2) 加入者本人がハンディキャップ（障がい・慢性疾患）があるとき</li> <li>3) 加入者本人が高齢（65歳以上）であるとき</li> </ul>
限度	<p>年間12,000円 （4月～翌年3月分 ただし、2)の出産時は妊娠から子ども1才未満までの期間）</p>	<p>4-1とあわせて、年間15,000円 （4月～翌年3月分）</p>
補足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事由により受取困難となり手助けが必要な時のケアです。</li> <li>・家族で受取りできるときは、家族で行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事由により日常的に受取困難となり手助けが必要な時のケアです。</li> <li>・個別配送が開始になっていない地域で、運転免許の返納、持病の悪化により外出困難など、荷受に出かけることが病気や高齢などで困難になった時。</li> </ul>
提出書類	<p><b>申請書B-2</b> (21頁)</p>	<p><b>申請書B-2</b> (21頁)</p>

・別世帯であっても2親等内の家族どうして行うケアはケア金の対象外。



## 共同購入活動保障

事由	5手助けが必要な加入者への共同購入品 申込みサポートケア	6個配組合員スタート時・新班結成時の受 取容器代補助
		
事象	共同購入品の申込みサポートを受けたとき	個配組合員スタート時、新班結成時に、受取容 器を購入したとき
保障内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケア金 1回300円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活クラブ幹旋の受取容器を購入した場合に補助。 個配…代金の半額。 班 …2000円×班加入率。</li> </ul>
ケア内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者（65歳以上）や障がい、ハンディキャップのある加入者が手助けが必要で、共同購入品の申込みを代行してもらった場合</li> <li>・外国人などで日本語を読むのが難しいときに、申込みの手助けをしてもらった場合</li> <li>・新加入者が注文方法を教えてもらったとき（加入から2ヶ月以内。3回程度）</li> <li>・例） カタログやチラシを読んでもらう 注文用紙に記入してもらう インターネット注文をしてもらう 注文の仕方を説明してもらう</li> </ul>	
限度	<p>年間限度額 12,000円 （4月～翌年3月分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新加入者は、加入から2ヶ月以内に3回まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・班 上限2000円（税別）</li> <li>・個配上限500円（税別） （個配は代金の半額を補助 班は2000円×班加入率を補助）</li> </ul>
補足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サポートする組合員もエコロ共済加入者に限ります</li> <li>・新加入者のサポートは、組合員活動時以外の自宅を訪問等してケアした場合。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請は個配・班開始6ヵ月以内の組合員に限ります。</li> <li>・生活クラブの幹旋した受取容器に限ります。 （個配用シッパー、牛乳ストッカー、冷凍冷蔵用ストッカー、留守宅カバー等）</li> <li>・班加入率＝<math>\frac{\text{班のエッコロ共済加入者数}}{\text{班人数}}</math></li> </ul>
提出書類	<p><b>申請書B-2</b> (21頁)</p>	<p><b>申請書B-3</b> ★申請書B-3は取り寄せ</p>

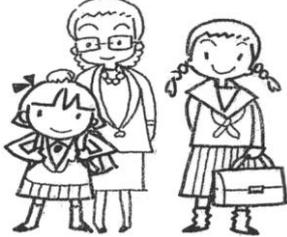


## 生活保障

事由	1 加入者本人が不慮の事故・病気で入院・在宅療養したときのケア	2 加入者本人の出産前後のケア	3 家族の入院・在宅療養または、介護で付添い・介助する時の加入者へのケア
			
<b>事象</b>	本人が不慮の事故・病気で入院・在宅療養したときに、身近なエコロ共済加入者にケアをしてもらったとき	本人が出産前後の療養中に、身近なエコロ共済加入者にケアをしてもらったとき	身近なエコロ共済加入者にケアをしてもらったとき ①家族が不慮の事故や病気で入院や在宅療養したり、家族の付き添いや介助などをするため、家族のためにケアをもらった ②家族の介護をしている時に、家族のためにケアをもらった
<b>保障内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケア金</li> <li>2時間まで 600円</li> <li>2時間超 800円</li> </ul>		
<b>ケア内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入院時の準備・付き添い</li> <li>・ 通院時の付き添い</li> <li>・ 家族の世話等の家事援助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入院時の準備・付き添い</li> <li>・ 通院時の付き添い</li> <li>・ 家族の世話等の家事援助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族の世話等の家事援助</li> </ul>
<b>限度</b>	生活保障（事由2 出産ケア以外）の年間の合計で、16,000円（2019年度は24000円）（4月～翌年3月分）	妊娠から子ども1歳未満までの合計で、16,000円（但し、2019/9/30までのケアについては24,000円（10/31迄に申請））	生活保障（事由2 出産ケア以外）の年間の合計で、16,000円（2019年度は24000円）（4月～翌年3月分）
<b>補足</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケア期間は、出産前から子ども1歳未満までです。</li> <li>・ ケア者は1人あたり1日800円が上限です。</li> <li>・ ケア時間は、ケア者の負担を考え、できるだけ3時間までにしましょう。</li> <li>・ 別世帯であっても2親等内の家族どうしで行うケアはケア金の対象外。</li> </ul>		
<b>提出書類</b>	申請書C-1 (22頁)	申請書C-1 (22頁)	申請書C-1 (22頁)



## 生活保障

事由	4 家族が亡くなったときの加入者へのケア 葬儀に出席するときの加入者へのケア	5 学校（保育園・幼稚園を含む）行事に参加するためのケア
		
事象	身近なエッコロ共済加入者にケアをもらったとき ①家族が亡くなり葬儀を行うときに、家族のためにケアをもらった ②葬儀・告別式・通夜に出席する際に、家族のためにケアをもらった	学校（幼稚園・保育園含む）の行事に参加するため、身近なエッコロ共済加入者に託児ケアをもらったとき
保障内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケア金 2時間まで 600円 2時間超 800円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケア金 2時間まで 600円 2時間超 800円</li> <li>・ 年8回まで</li> </ul>
ケア内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族の世話等の家事援助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 託児 (託児の対象は小学6年生まで)</li> </ul>
限度	生活保障（事由2 出産ケア以外）の年間の合計で、16,000円（2019年度は24000円） （4月～翌年3月分）	
補足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケア期間は、事由発生後2週間です。</li> <li>・ 葬儀に関する家族の範囲は、同居する家族、または別居の3親等以内の親族とします。行事・儀式そのもの手伝いは保障対象外です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行事の対象は、入学式・卒業式・授業参観・懇談会・発表会・運動会、およびPTAの役員会議、それに関連する事項です。</li> </ul>
提出書類	申請書C-1 (22頁)	申請書C-1 (22頁)



## 生活保障

事由	6 リフレッシュケア	7 加入者の住宅災害時のケア
		
事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人がリフレッシュしたとき               <ol style="list-style-type: none"> <li>①子育て中</li> <li>②介護中</li> <li>③ハンディキャップのある家族を介助中</li> </ol> </li> <li>・ハンディキャップをもつ本人が、身近なエコロ共済加入者の介助によりリフレッシュしたとき</li> </ul>	<p>居住する住宅が災害にあい、身近なエコロ共済加入者にケアをしてもらったとき</p>
保障内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケア金               <ul style="list-style-type: none"> <li>2時間まで 600円</li> <li>2時間超 800円</li> </ul> </li> <li>・年6回まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケア金               <ul style="list-style-type: none"> <li>2時間まで 600円</li> <li>2時間超 800円</li> </ul> </li> </ul>
ケア内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・託児(小学6年生まで)</li> <li>・介護の必要な家族の見守り</li> <li>・ハンディキャップを持つ家族の見守り</li> <li>・ハンディキャップを持つ本人のリフレッシュのための介助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後片付け、家事援助、家族の世話、託児</li> </ul>
限度	<p>生活保障(事由2 出産ケア以外)の年間の合計で、16,000円(2019年度は24000円)(4月～翌年3月分)</p>	
補足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア・仕事を理由とした時も対象。</li> <li>・理由は何でもOKですが申請書に記入して下さい。(例:「兄弟げんかが続いて…」「美容院に行く」など)</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケア者1人あたり1日800円が上限です。</li> <li>・ケア時間は、ケア者の負担を考え、できるだけ3時間までにしましょう。</li> </ul> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別世帯であっても2親等内の家族どうしで行うケアはケア金の対象外。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害とは、自然災害・風水害・火災および消火による水漏れ事故などです。(地震・噴火・戦争は災害に含みません)</li> <li>・加入者の居住する住宅に限ります。</li> <li>・居住する住宅内にある耐久消費材の災害を含みます。</li> </ul> <p>※共同購入品の預り・配達のカは、共同購入活動保障4(申請書B-2)で申請してください。</p>
提出書類	<p><b>申請書C-1</b> (22頁)</p>	<p><b>★申請書C-2</b> ★申請書C-2は取り寄せ</p>